

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

令和5年10月20日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

☒申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☒単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職

住所（フリガナ）：（〒516-1106）三重県伊勢市横輪町586番地

（ミエケンイセシヨコワチョウ586バンチ）

名称（フリガナ）：横輪町活性化委員会（ヨコワチョウカッセイカイインカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 上田 和夫

ウェブサイトのアドレス：<http://heart.pro.tok2.com/yokowa/>

（3）申請者の法形式：法人でない団体

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：横輪いも（ヨコワイモ）、Yokowa Imo

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：三重県伊勢市、度会町、松阪市、津市、鳥羽市、志摩市、多気町、
明和町、大台町、玉城町、大紀町、南伊勢町

5 農林水産物等の特性

「横輪いも」は、東南アジア等の熱帯地方を原産とする大型のやまのいもであるダイジョ (*Dioscorea alata* L.) の一種でありながら、大人のこぶし程度と小さく、すりおろすと強い粘りをもつ希少なやまのいもである。

料理に使いやすいサイズであることから、その強い粘りをいかし、すりおろした「横輪いも」に白菜等でとった出汁と味噌を合わせて作る家庭料理「横輪のとろろ汁」に使われるなど、地域に欠かせない食材として定着した。

また、地域の自然条件をいかした生産方法で長年地域に密着してきた伊勢を代表する農産物として「伊勢ブランド」に認定されている。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 種芋及び栽培方法

横輪町活性化委員会が配布する「横輪いも」の種芋又は生産者が自家増殖した「横輪いも」の種芋を用い、「横輪いも栽培指針」に従って栽培する。

(2) 出荷規格

横輪町活性化委員会が定める出荷規格に基づき出荷する。なお、病害虫による傷や病気等が軽微なものについては、これらを取り除いた上で、加工用として出荷できるものとする。

(3) 最終製品としての形態

「横輪いも」の最終製品としての形態は、青果(やまのいも)である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「横輪いも」は、東南アジアなどの暖かい地域を原産とし、日本では主に九州や沖縄などで栽培され、大きなものは50kg 近くにもなる大型のやまのいも「ダイジョ」の一種とされている。

昭和3年頃に、横輪地区から九州に移住した夫婦が帰郷の折に横輪町の本家に持ち帰り畑に植えたのが栽培の始まりで、その後、町内の人々に種芋を分け、栽培が広まったとされている。

「横輪いも」が一般的なダイジョよりも小ぶりである理由は、生産地の気候が原産地と比べて冷涼であり、その環境に適応した栽培体系が定着したためと考えられている。また、生産地の石灰岩を含むアルカリ性の土壌が「横輪いも」の栽培に適していたことや、小ぶりのいもが家庭料理に使いやすく地域住民に重宝されたことが、この地に定着した要因とされている。

その後、需要の増加に伴い「横輪いも」の生産及び販売の振興などを図ることを目的として、平成25年に「伊勢の横輪いも推進協議会」が設立され、そのメンバーである三重県、伊勢市、生産者、取引先の大手食品事業者が協力し、生産者が培ってきた栽培技術を体系的に整理して「横輪いも栽培指針」に取りまとめた。その結果、課題であった生産量も増加し、知名度が高まり生産者も増加した。

「横輪いも」は、栽培の広がりとともに家庭で日常的に使われるようになり、強い粘りをいかした地域ならではの家庭料理「横輪のとろろ汁」が定着していった。「横輪のとろろ汁」は、一般的な「とろろ汁」とは作り方が異なり、すりおろした「横輪いも」

に白菜等の野菜でとった出汁と味噌を合わせた味噌汁を加えて作るとろろ汁で、味噌のコクが横輪いもの甘みを引き立てる家庭料理である。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「横輪いも」は、昭和3年頃に生産地に持ち込まれ栽培が始まったのが起源で、その後、徐々に栽培が広まり、家庭料理として浸透していくなかで、横輪町内で個人売買や小規模な小売も行われていた。

平成18年には「横輪いも」を町外にも大々的に販売していこうという機運が高まり、横輪町民で構成された「横輪町活性化委員会」が発足した。

平成23年には、三重県固有の優れた農産物やその加工品等を専門家の視点で評価して発掘する三重県の「三重のバイオトレジャー発見事業」において、その土地にしかない希少な素材の一つとして「横輪いも」が選定され、本事業によるPRの後押しにより県内における認知度が向上した。

また、平成25年には、大手食品事業者が行う、地域の伝統的な食文化を守り応援する「フードアルチザン（食の匠）活動」の対象となり、三重県内の量販店のほか、フードアルチザンショッピングサイトにて、全国に向けて販売されてきた。当初、三重県内の1店舗でスタートした販売も令和5年現在では県内外の18店舗に拡大しており、一般的な野菜売り場だけでなく、オリジナルギフトとして、お歳暮特設コーナーでの取扱も行われている。

令和4年には、伊勢市の土壌、水、気候条件、原材料等を十分に活用して生産され、長年、伊勢で生産・製造されて地域に密着してきた、伊勢を代表する商品であるという点が評価され「伊勢ブランド」に認定された。

さらに、地域の小学校の児童を対象とした「横輪いも」の収穫農業体験・試食会を継続しているほか、地域の高校生と協力して「横輪いも」の粘りをいかしたカステラを開発し、三重県内の量販店で高校生自ら販売を行うなど、「横輪いも」が地元の教育活動の一翼を担っている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）

法第13条第2項該当の有無：

☐ 法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

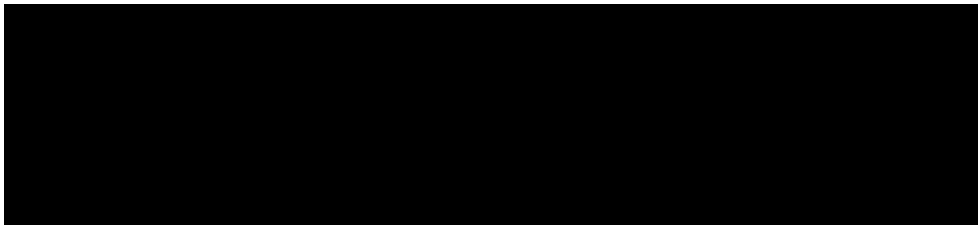
専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☒ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない

10 連絡先（文書送付先）



[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「☐」欄に、チェックを付すこと。

☒ 1 明細書

☒ 2 生産行程管理業務規程

☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

☒ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書

☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款

☒ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
書類名：横輪町活性化委員会規約

☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書

☒ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

- ☒ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名：(1) 令和2年度から令和4年度までの各年度の貸借対照表
(2) 令和2年度から令和4年度までの各年度の損益計算書
- ☒ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名：(1) 組織図
(2) 生産者部会員名簿
- ☒ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名：
資料1 ダイショ, 京都府立大学
資料2 特産種苗(ダイショ), 2019, (公財) 日本特産農作物種苗協会
資料3 横輪いもに関する調査報告, 2025, 京都大学
資料4 横輪いものサイズ・重量(令和5年度 実測結果)
資料5 横輪いもの粘り特性(分析データ)
資料6 三重県食文化事典, 2018, 大川吉崇
資料7 量販店における試食販売・消費者の評価, 2023
資料8 販売価格比較表
資料9 伊勢市ホームページ「横輪いも」
資料10 「横輪いも」聞き書き調査, 2024
資料11 横輪いも栽培指針
資料12 横輪いも出荷規格
資料13 適正施肥の手引き, 三重県
資料14 生産地の気候, 気象庁データ
資料15 生産地の土壌調査結果, 2024, 伊勢志摩地域農業改良普及センター
資料16 広報いせ(横輪いも), 2014ほか
資料17 横輪のとろろ汁, H25, 中日新聞ほか
資料18 三重のバイオトレジャー(県固有の優れた農産物), H22
資料19 フードアルチザン(食の匠)活動
資料20 量販店での販売状況
資料21 伊勢市の伊勢ブランド認定
資料22 六次産業化(横輪いも入りさつま揚げ)
資料23 上野小だより(横輪いも収穫体験), 2022
資料24 明野高校生のカステラ商品化
資料25 横輪いもパンフレット
資料26 横輪いも生産量・出荷量(平成26年～令和5年)
資料27 生産行程管理業務規程(参考様式)
- ☒ 10 申請農林水産物等の写真
- ☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文